令和８年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は１年（４月１日～翌３月３１日）以内（※１）と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定（※２）が様々適用されます。

※１　翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。

※２　服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～介護保険業務に主に従事する職員～

１　応募受付期間・時間

⑴ 期間　　令和８年１１月２４日～令和８年１２月１０日

⑵ 時間　　午前８時４５分～正午及び午後１時～午後５時３０分

⑶ 備考　　土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

２　応募条件

次の⑴～⑶の条件のいずれか及び⑷の条件を満たす者

⑴　介護支援専門員の資格か社会福祉士の資格がある者

⑵　介護支援専門員資格を取得したが更新研修未受講のため有効期間にない者

⑶　介護福祉士資格を有し、実務経験が５年以上ある者

⑷　地方公務員法第１６条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない者

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3　応募方法

応募受付期間（時間）内に、下記の書類（各１部）を介護保険事業担当（尼崎市役所本庁北館３階）まで直接ご持参ください。やむを得ず、郵送等での提出を希望する場合、事前にご連絡の上、下記⑴～⑶を郵送してください。（郵便の場合応募受付期間に必着のこと）。

なお、応募受付期間（時間）を過ぎた場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けることができませんので、ご注意ください。

⑴ 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書
⑵ 資格証明書の写し
⑶ 身分の確認ができるもの（受付時に確認します。郵送の場合には要同封）

4　採用予定日

令和９年１月１日

5　採用予定人数

介護保険給付適正化業務　１名

6　勤務条件

⑴ 任期

令和９年１月１日～令和９年３月 31 日

⑵　条件付採用期間

採用日から１か月間（勤務日数が少ないときなどは１か月を超える場合あり）

⑶　勤務場所

尼崎市役所（尼崎市東七松町１丁目２３番１号）

⑷　職務内容

介護保険給付適正化業務
ア　保険給付に関する審査支払業務
イ　ケアプランチェック業務
ウ　電話対応、窓口対応業務
エ　その他所属長が必要と認める業務

⑸　勤務時間

ア　始業時刻　　午前９時
イ　終業時刻　　午後５時 30 分
ウ　休憩時間　　正午から午後１時まで
エ　勤務を要しない日等
（ア）　日曜日及び土曜日
（イ）　月曜日から金曜日までのうち１日
（ウ）　国民の祝日に関する法律に規定する休日
（エ）　年末年始（１２月２９日～翌１月３日）
オ　その他　　公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

⑹　休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

⑺　給与等

ア　報酬月額　　１９７，７５０円～２１１，１４０円（令和８年度の見込額）
※年齢や年度、資格（経験）要件により額が異なる給付体系となっています。

イ　通勤代　　自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道２㎞以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道１㎞以上の場合支給あり

ウ　賞与　　期末手当及び勤勉手当を６月及び１２月に支給（予定）
※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動があったり、支給要件に該当しなかったりする場合があります。

⑻　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）

※　適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

⑼　公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

⑽　勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

⑾　その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱その他の定めを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

7　採用試験

⑴　試験日時　令和８年１２月１５日：午前９時３０分～

【試験当日スケジュールイメージ】

9:30～10:20　筆記試験　　10:30～　面接試験

⑵　試験場所　申込時にお知らせします。

⑶　持参品　筆記具、時計等

⑷　試験内容　筆記試験及び面接試験

⑸　結果発表　採用試験後５日後頃に郵送により通知（予定）

8　留意事項

⑴　受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。

⑵　応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。

⑶　応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

９　問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市福祉局福祉部介護保険事業担当

〒660-8501　尼崎市東七松町１丁目２３番１号　尼崎市役所本庁北館３階

電話：０６－６４８９－６３４３、ファクス：０６－６４８９－７５０５

※　上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。
【尼崎市のホームページアドレス：http://www.city.amagasaki.hyogo.jp】
（トップページ ＞ 市政情報 ＞ 職員募集 ＞ 会計年度任用職員募集）